

コンプライアンス（法令遵守）に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄（以下「この法人」という。）の健全な事業の運営にあたり、コンプライアンスの統制方針、体制及びその具体的な方法・手順等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 コンプライアンスとは、この法人に適用又は適用の可能性のある法令に加えこの法人が定める定款や内部規程を遵守することをいう。

（基本方針）

第3条 この法人のすべての役員、職員そして有償もしくは無償ボランティア（以下「構成員」という）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（報告、連絡及び相談ルート）

第4条 構成員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに代表理事、理事又は監事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 前項で報告を受けた者（以下、対応者と称す）は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行いかつ対応方針を検討し、代表理事または理事会の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

（コンプライアンスの確認・対応）

第5条 対応者は構成員その他からの通報等を踏まえ、法令との不適合やその他コンプライアンスに反する事項については、速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止を確実に実施し、その内容を公表する。

（理事会への報告）

第6条 対応者は前条の通報を受けたときは、その内容を定期の理事会において報告しなければならない。また前条第2項に該当する場合には監事に報告し監査を受け、必要に応じて定期理事会以外に理事会の招集を求めかつ報告しなければならない。

（懲戒等）

第7条 役職員が第5条第1項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情

状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

- 2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告・解任とする。職員の場合は、就業規則に従い口頭注意、文書による注意、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

（改廃）

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は令和2年10月1日から施行する。